

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可 (二件) (農村整備課)  
土地改良事業の認可申請の適否の決定 (二件) (〃)  
保安林の指定予定 (二件) (造林課)  
保安林の指定の解除予定 (二件) (〃)  
保安施設地区の指定予定 (〃)  
漁船損害等補償法による漁船の普通損害保険付保義務の  
同意 (水産課)  
都市計画の変更 (都市計画課)  
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃)  
開発行為に関する工事の完了 (〃)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集 (総務課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定 (防犯少年課)
- ◇ 公 告 農業改良普及員資格試験等の実施 (農業改良課)

## 告 示

鳥取県告示第六百七十二号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第三十条第二項の規定に  
基づき、大口堰土地改良区の定款の変更を平成元年六月十五日認可したの  
で、同条第三項の規定により告示する。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十三号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第三十条第二項の規定に  
基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を平成元年六月十五日認可したので、  
同条第三項の規定により告示する。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十四号

財団法人鳥取県農業開発公社が行う土地改良事業 (公社営畜産基地建設  
事業鳥取中部地区農用地造成) の認可申請については、審査した結果適当

と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年六月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十五号

鳥取県西伯郡淀江町西尾原八三岩垣開三ほか十一人の者が共同して行う

土地改良事業（非補助事業平岡地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年六月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字屋住字持谷口六七三の一（次の図に示す部分に限

る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡郡家町大字土師百井字西粟谷四五一、四五一の一、字東粟谷

四二七、字谷口通り乙四四四から四四六まで、字坂口三四九の一、三

五〇の一、三五一の一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字馬場字荒神後山七三〇の一、会見町高姫字近藤一

〇六七から一〇七一まで、米子市大谷町三三〇、三四六、三三三、三

六五、三六六、祇園町壺丁目一〇〇

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

西伯郡西伯町大字馬場字荒神後山七三〇の一、会見町高姫字近

藤一〇六七から一〇七一まで、米子市大谷町三三〇、三四六、三

五三、祇園町壺丁目一〇〇

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに米子市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字釜ヶ谷三四六、三四七

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字坊谷三〇八一の七七、気高郡鹿野町大字宮

方字奥谷三二九、字奥谷口三三一、三三二、三三四、三三五の一、三

三九、大字河内字小谷山四〇四四、四〇四五の一、四〇四五の二、四

〇四九、四〇五二から四〇五四まで、字紙屋条四九七、字岡ノ上四〇

八七、四〇八九、四〇九〇、字上野一〇〇一の一、一〇〇二の一、一

〇〇四、字南上野九七七、字河原谷山四二〇二、四二〇九の一、青谷

町大字山根字寺谷八九五、字地堂二一六、字式田二七〇、二七一、二

七五、二七五の一、二七五の二、八〇四、大字小畑字勝負谷三六六、

三六七、一二三七、一二四一、八頭郡郡家町大字延命寺字馬場二二九

一二九の一、字宮ノ本二八七、二八八、字大屋敷二八九、二九一、字

割谷二九四、二九六字彌布谷二九七、字小屋ガ谷二九八、三〇一の一、

三〇二、字萬燈山三〇三

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は択伐による。

岩美郡岩美町大字浦富字坊谷三〇八一の七七・気高郡鹿野町大

字宮方字奥谷三二九・大字河内字小谷山四〇四五の一（以上三筆

について次の図に示す部分に限る。）、四〇四五の二、四〇四九

四〇五三、字紙屋条四九七、字岡ノ上四〇八七・四〇九〇・字上

野一〇〇四・字南上野九七七・字河原谷山四二〇二・青谷町大字

山根字寺谷八九五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、

大字小畑字勝負谷三六七、一二三七、一二四一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種の  
次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

三 1 気高郡青谷町大字山根字地堂一九三の一、一九三の五、二〇九から

二二三まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画  
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥  
取県農林水産部造林課及び関係保町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町金持字朝苅一〇二四の一・一〇二四の五三から一〇二四  
の五六まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町  
役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字安蔵一四六一の一・一四六一の二二（以上二筆につい

て次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第六百八十号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 1 保安施設地区予定地の所在場所

(一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一九号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一九号を直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡河原町大字釜口字医王谷二九、三〇、三一、三四、四一、字大畑ヶ四四の一、四四の二

(二) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一八号までを順次直線

で結んだ線及び標柱一号と標柱一八号を直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

東伯郡東伯町大字福永字北谷四〇〇の一、四〇〇の二、四〇〇の四、四〇一の二、字深田二〇六、二〇六地先、三九〇の一、五〇〇、五〇一

(三) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四一号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱四一号を直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

東伯郡関金町大字関金宿字大屋敷一四〇八の一、一四一〇の一、字釈迦山一八四三、一八四六、一八四七、字釈迦谷一八二四、一八三三の四、一八三五、一八三六の一、一八三七の二、一八四一の三

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 4 指定の有効期間

七年

#### 二 1 保安施設地区予定地の所在場所

(一) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一七号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一七号を直線で結んだ線によって囲

まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡八東町大字日田字野口屋敷四一、四二、字野口山一一一八から一一二〇まで

(二) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三一号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱三一号を直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡八東町大字用呂字大谷九五七、九五八、九九四、九九七、九九八の二、字寺本九二〇、九二三、九三〇から九三二まで

(三) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡船岡町大字見槻中字糸谷九九の一、一〇〇

(四) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二四号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二四号を直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

気高郡青谷町大字河原字西村<sup>三二三</sup><sub>三二四</sub>内第一 合併、三二五の一、三二五の二、三二七の一、三二七の三、三二七の四

(五) 次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一四五号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱一四五号を直線で線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

八頭郡八東町大字安井宿字粟ヶ谷口八八九の一、八九〇、八九一、八九六の一、八九六の一地先、八九七、九一一、九一二、字白石谷口九一三、九一四、九一四地先、九一五から九一七まで、九二一、九二二地先、九二六地先、九二七、九二八地先から九三〇地先まで、

九四五、字茶谷口九四六、九四七、九五四、字粟ヶ谷一二六二地先  
字白石谷一二四八地先

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定の有効期間

三年

三 1 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱三号を直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

鳥取市湯所町一丁目一一六

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定の有効期間

七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに鳥取市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百八十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により告示する。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 東加入区 浦富加入区 田後加入区 網代加入区 福部加入区
- 賀露加入区 酒津加入区 浜村加入区 夏泊加入区 青谷加入区
- 泊加入区 赤碓加入区 淀江加入区

鳥取県告示第六百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画公園 四・四・一号河原中央公園  
二 都市計画の変更に係る土地の区域  
追加する部分

追加する部分

八頭郡河原町大字渡一木字州ノ上エ及び大字谷一木字天坪山

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百八十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年六月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年一月二十七日 鳥取県指令受都計三一二第二十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市二本木字上大向

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市西津田二丁目八一二〇

株式会社大和電機工業所

代表取締役 宮本義行

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

平成元年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年六月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 日時 平成元年六月二十三日(金)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会

三 議題 第十五回参議院議員通常選挙について

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成元年六月二十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 平成元年六月二十二日(木)午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県産業教育審議会委員の任命について

2 その他

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第四十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成元年六月二十日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

親 友 縁 の 種 類	副	親 友 縁 名
	イーゼン	株 本 合 社 三 井 物 産
	モンキーアタック	
おぢいご養子縁	マッキリーインSP4	株 本 合 社 三 井

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成元年6月20日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の期日

平成元年10月18日（水）及び同月19日（木）

2 試験の場所

3 受験資格

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。）、都道府県立農業講習施設（短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を受講資格とする修業年限2年以上のものに限る。）又は財団法人農民教育協会離別学園普及専攻科において農業（生活改良普及員資格試験にあっては、家政（生活を含む）。以下同じ。）に関する正規の課程を修めて卒業した者又は試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者
- (2) 短期大学、都道府県立農業講習施設（(1)の農業講習施設を除く。以下「都道府県立農業講習所」という。）、都道府県立農民研修教育施設（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。以下同じ。）、財団法人農民教育協会離別学園（普及専攻科を除く。）若しくは学校法人自由学園最髙学部第二部において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、果樹試験場、野菜試験場及び茶業試験場農業技術研修規程（昭和36年農林省告示第1860号）による研修課程を修了した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和34年農林省告示第416号）による研修課程を修了した者で、卒業又は研修課程修了後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年（農業に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者においては、1年。(3)において同じ。）以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業に関する試験研究又は教育  
イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及指導

(3) 短期大学、都道府県立農業講習所若しくは都道府県立農民研修教育施設において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関において農業に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの

(4) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程(昭和26年文部省令第18号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(5) 次の表の試験区分ごとに、各項目に対応した学科欄に掲げる大学(短期大学を除く。)の学科の正規の課程を修めて卒業した者又は試験実施日から起算して1年以内に卒業見込みの者で、当該項目に対応する履修科目欄に掲げる科目のうち5科目以上を履修しているもの(該当科目の履修を証明する書類を提出し、知事の認定を受けたもの)

区分	項目	学科	科目	目
農業改良 普及員 資格試験	農業・園芸	理科 教育科	植物生態学	植物分類学
			植物形態学	植物生理学
	農芸化学	理科 工科	物理化学	有機化学
			分析化学	植物生理学
	農業機械	工科	機械工学	機械製図
			材料力学	工業力学
	農業土木	工科	水工学	土質力学
			測量学	土木工学
	農業経済・ 農業経営	経済科 経営科	経済学	簿記
			経営学	金
生活改良 普及員 資格試験	被服	教育科	被服材料学	被服構成
			被服史	被服整理学
	食物	理科 教育科	栄養化学	食品保存学
			食品化学	微生物学
	住居	工科 教育科	環境工学	設計製図
			建築設備	緑地計画
	家庭管理	文科 経済科 教育科	社会学	生活福祉論
			社会学	経済学
	児童	文科 教育科	発達心理学	臨床心理学
			青年心理学	精神衛生学

(6) その他

ア 外国にある学校を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に

応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

イ 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職機関と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とし、筆記試験は改良普及員として必要な教養並びに農業についての専門的技術及び知識に関する事項について、口述試験は社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

(2) 筆記試験は、次表のとおり左欄に掲げる区分に応ずる必須項目及び選択項目について行う

区分	必須項目	選択項目
農業改良普及員 資格試験	教育概論 農業経営	作物 園芸 植物病理及び昆虫 植物育種 家畜飼養 家畜衛生 家畜育種及び家畜繁殖 土壌肥料 栄養化学 農産製造 農業 水利 土地改良 農業機械 農業経済 物生理 農村社会学 統計学
		被服材料学 被服構成学 被服整理学 米 養学 食品学 調理学 生物化学 微生物

生活改良普及員 資格試験	教育概論 家政学原論	学 住生活学 住居環境学 設計製図 家 庭経済学 社会福祉学 発達心理学 精神 衛生 家庭物理化学 保健衛生 農村社会 学
-----------------	---------------	--

(3) 必須項目についての筆記試験は、択一式又は記述試験（以下「択一・記述試験」という。）とする。また、選択項目についての筆記試験は「択一・記述試験及び論文試験」とし、受験者は、択一・記述試験においては4項目を、論文試験においては1項目を、それぞれ選択項目のうちから選択するものとする。この場合において、受験者は、択一・記述試験と論文試験とにおいて同一の項目を重複して選択することができる。

5 受験手続

(1) 受験者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて、知事（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農業改良課）に提出すること  
ア 履歴書

イ 受験資格を有することを証明する書類  
ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4cm、横3cmの大きさのもの）

(2) 受付期間

平成元年7月3日（月）から同年8月21日（月）まで

なお、郵送による申込みは、平成元年8月21日（月）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(3) 受験者は、受験手数料として3,010円の鳥取県収入証紙を受験願書

にはり付けて納入すること（この場合、消印をしないこと）。また、  
県外からの受験者は、現金書留で 3,010円を納付すること。

なお、既に納付した手数料は還付しない。

6 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後 1 箇月以内に鳥取県公報により公表  
するとともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。

7 その他

試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部農業改良課（電話0857—26—  
7273）に照会すること。なお、郵便で照会する場合は、返信用封筒に62  
円切手をはり付けたものを同封すること。